

食品衛生責任者養成講習会 実施要項

●主催者

公益社団法人 京都府食品衛生協会

●時間

受付 9:00～9:30

午前の講義 9:30～12:30 (食品衛生学、公衆衛生学)

昼休み 12:30～13:15

午後の講義 13:15～16:30 (食品衛生法、確認試験)

●受講料 (教材費を含む)

当協会会員 (地域衛生協会) の会員: 7,500円

一般: 10,500円

●申込方法

完全予約制となりますので当協会ホームページのフォームにご入力いただき送信頂くか別紙の受講申込書に記載の上、FAXでお申込み下さい。予約が完了しましたら、事前受付番号が送られてきます。

●受講修了証書

養成講習会の全課程を修了した方には、当日、修了証書を交付します。

《京都府が指定する講習会》

この講習会は、公益社団法人京都府食品衛生協会が京都府保健所長の指定を受けて実施 (主催) するもので、この講習会を修了すると「修了証書」が交付され、責任者となることができます。

令和4年4月からeラーニング (インターネットでの講習会) での受講も可能です。

お申込みやお問い合わせは下記連絡先にお問い合わせください。

食品衛生責任者について

営業者は、京都府条例により、営業許可施設ごとに食品衛生責任者を設置しなければなりません。食品衛生責任者になるには、次の資格が必要です。

- 1 栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者もしくは船舶料理士の資格を持っていること。
- 2 薬剤師、獣医師等の資格を持っているか、大学等で所定の課程を修めていること。
- 3 食品衛生責任者の資格取得のための、指定養成講習会の修了者であること。

(詳細は各保健所にお問い合わせください)

上記の資格をお持ちでない方は、養成講習会を受講して、資格を取得しなければなりません。

【お問い合わせ】 公益社団法人京都府食品衛生協会

電話: 075-741-7304 FAX: 075-741-7305